

「知的財産戦略について」
大学等の優れた知的財産の創造及び活用をめざして
(平成16年5月26日 総合科学技術会議)
の抜粋

< 具体的施策 >

2. 研究活動における特許発明の使用の円滑化

国立大学の法人化を契機に国公立大学を通して、今後更なる産学官連携の進展が期待される中、我が国においても大学等における他者の特許発明の実施に関する懸念が示されている。

現行法の解釈では、試験又は研究に対しても、特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究を除き、特許権の効力は及ぶと考えられる。

しかしながら、大学等から優れた知的財産が円滑にかつ継続的に生み出されてくるためには、自由な研究環境を確保する必要があり、権利の存在がその障害になることのないよう配慮すべきである。

このような観点から、以下のような施策を講ずることにより、研究活動における特許発明の使用の円滑化を図る。

(1) 試験・研究についての考え方を整理し周知する

平成16年度(2004年度)中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究についての考え方、及び研究を目的とする場合のライセンスの活用や、それを促すための指針、モデル契約等の作成など、特許権の効力が及ぶ場合において特許発明の使用を円滑化するための方策を研究現場に対して周知する。その際、大学等における自由な研究の実施が妨げられる

ことのないよう十分配慮する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

(2) 国費原資の特許発明について契約ガイドラインを策定し、公表する

平成16年度（2004年度）中速やかに、国費を原資として得られた大学等の研究成果に関して、国と大学等との契約ガイドライン等を策定し、公表する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）